

保護者の方へ

簡易視力検査を行うにあたって

子どもの視力は生まれてから発達を続け、就学時頃にほぼ完成します。しかし近視や遠視、乱視、斜視あるいは視力の左右差などがありますと視力の正常な発達が阻がいされ、よい視力が得られない、弱視という状態になります。また、IT機器の普及など、視環境の変化に伴い近視の子どもたちが増えています。弱視が見逃され小学校入学後に発見されることが時々見られます。ただ、小学校入学後に治療を開始しても、あまり良い治療効果が期待できないことがあります。発見が早ければ弱視の発生を防止でき治療効果は高くなります。

このため福岡市医師会の指導を受けて、1人でも多くの子どもたちの視力異常を早期に発見するために、子どもたちの5歳の誕生日前後に、当園の職員が子どもたちの簡易視力検査を行うように致しました。眼科専門医の指導の下に検査を行いますが、専門家が行うわけではありませんので、精度が必ずしも高くないことをご理解頂き、園での簡易視力検査を希望される場合は、別紙回答書兼問診票にご記入の上、園へご提出ください。

なお、簡易視力検査および問診票にて要精査と判定された場合は、眼科専門医への受診をお勧めします。

回答書・問診票の提出は _____ 月 _____ 日 () _____ までをお願いします。

保育所(園)・幼稚園
福岡市医師会保育園・幼稚園保健部会